

武蔵野市下水道積算システム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名称

武蔵野市下水道積算システム構築業務委託

2 目的

発注者の内部統合情報システム仮想化基盤（以下、仮想化基盤）で稼働中である下水道積算システムのサーバOSの更新に伴い、新たに構成された仮想化基盤上に対し、下水道積算システムのサーバシステムを構築し、データ移行を行い、運用中のクライアントと接続し直して正常に稼働していることを確認する。

3 業務概要

(1) 別紙 仕様書（案）のとおり

(2) 業務委託期間

令和8年度：契約締結日から令和9年3月19日

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月31日

令和10年度：令和10年4月1日から令和11年3月31日

令和11年度：令和11年4月1日から令和12年3月31日

令和12年度：令和12年4月1日から令和13年3月31日

令和13年度：令和13年4月1日から令和14年3月31日

※ 令和9年度以降の運用に必要な、下水道積算システムの使用権ライセンス費と東京都市建設行政協議会及び東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会基準対応の単価・歩掛データ改定費用及びソフト保守契約は、それぞれ単年度ごとに締結するものとする。

※ 次年度以降の契約は予算の議決を条件とし、契約を約束するものではない。

(3) 履行場所

東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市役所 環境部下水道課

4 提案上限金額

総 額 18,095,000 円（諸経費、消費税含む）

【内訳】

令和8年度	システム構築	500 千円
令和9年度	ライセンス利用料 保守及びデータ改定業務	3,519 千円

令和 10 年度	ライセンス利用料 保守及びデータ改定業務	3,519 千円
令和 11 年度	ライセンス利用料 保守及びデータ改定業務	3,519 千円
令和 12 年度	ライセンス利用料 保守及びデータ改定業務	3,519 千円
令和 13 年度	ライセンス利用料 保守及びデータ改定業務	3,519 千円

※ 上限金額の総額分を超えた見積書及び各年度の上限額を超えた見積書を提出した場合は、審査の対象外とする。またこの金額は、事業の規模を示すためのものであり、契約金額及び予定価格を示すものではない。

5 実施方法

公募型企画提案方式（書類審査）で行い、武蔵野市が定める評価基準に基づき、武蔵野市下水道積算システム構築業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において評価を行い、優先交渉権者を決定する。選考結果は全ての事業者に書面で通知する。

6 参加資格

参加者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて武蔵野市の競争入札参加資格を得ていること。

ただし、応募時点で当該資格を有していない場合であっても、優先交渉権者として決定された後、速やかに当該資格を取得すればこの限りではない。この場合、参加申込時に以下の書類を提出すること。

- ① 登記簿謄本（正本）（発行後 3 か月以内のもの。法人に限る）
- ② 商号登記簿謄本（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
- ③ 身分証明書（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の区市町村が発行するもの。）
- ④ 登記されていないことの証明書（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ⑤ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ⑦ 法人税又は所得税の納税証明書その 1（正本）
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書その 1（正本）

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないものであること。

- (3) 武蔵野市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱別表左欄のいずれにも該当しないこと。

7 スケジュール

公告・申込開始	令和8年8月7日(金)午後6時
参加申込書の提出期限	令和8年9月8日(火)午後5時
参加資格確認・通知	令和8年9月11日(金)午後5時
質問受付期限	令和8年9月8日(火)～9月14日(月)午後5時まで
質問回答期限	令和8年9月18日(金)午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年10月2日(金)午後5時
審査期間	令和8年10月5日(月)から10月16日(金)
審査結果の通知	令和8年10月23日(金) ※文書発送予定日
契約締結	令和8年11月中旬頃(予定)

8 参加申込・辞退

(1) 提出書類

東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて武蔵野市の競争入札参加資格を得ている場合は(様式1-1)を使用し、得ていない場合は(様式1-2)を使用すること。

(2) 提出期限：令和8年9月8日(火)午後5時まで

(3) 提出方法：事務局に郵送又は持込にて提出する。

(4) 参加申込後の辞退について

参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を令和8年9月25日(金)までに事務局に郵送または持参にて提出する。

9 参加資格確認・通知

参加申込書を提出した業者のうち、資格要件を満たさず非選定とする場合は、参加資格確認後速やかに、文書で通知する。

10 質問及び回答

(1) 対象：参加申込を予定している者に限る。

(2) 質問方法

ア 質問書(様式3)に、会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。

イ 電子メールにより受け付け。タイトルを「プロポーザル質問」とすること。

(3) 提出期限：令和8年9月8日(火)～9月14日(月)午後5時まで

- (4) 質問書への回答：令和 8 年 9 月 18 日(金)午後 5 時までに随時行う
電子メールで全ての参加予定事業者に一斉に送信する。なお、業者の名称、指名数に関する質問には回答しない。

11 企画提案書

(1) 作成方法

任意の様式で、原則 A 4 版 10 ページ以内（表紙・目次を除く）、左綴りで作成し、下部中央に頁番号を付すこと。

参加事業者は、以下の点について具体的な提案を記載した企画提案書を作成すること。

ア 企画内容（以下の内容を含むこととする。）

- ・業務についての提案
- ・本業務についての考え方と実施方法
- ・提案のアピールポイント
- ・その他、本業務を受注するにあたり、特に留意する点

イ 業務実施体制とスケジュール

ウ 本業務に携わる担当者等の氏名と経歴・実績（総責任者及び担当者は必置のこと。）

エ 事業者概要（パンフレット等）

オ 提案価格書（様式 4）

カ 仕様書

(2) 作成時の注意点

- ・書式や着色、記載内容や順序は自由とする。
- ・文章を補完するためのイラスト、イメージ図等は企画提案書と別に添付してもよいが、簡潔に作成すること。
- ・資源の有効利用のため、両面印刷が望ましい。
- ・正本（1 部）のみ社名を記載し、副本には社名を記載しないこと。
- ・データ及び紙資料どちらも提出すること。

(3) 提出部数 正本 1 部、副本 4 部

(4) 提出先 事務局まで

(5) 提出方法

データについては CD-ROM 等に格納のうえ、紙資料と合わせて提出先へ直接持込又は郵送で提出する。郵送による場合は、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。なお、ファクシミリ・電子メール等による提出は受け付けない。

(6) 提出期限

ア 持込の場合…令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時まで

※ 提出時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 郵送の場合…令和8年10月2日（金）（必着）

12 審査及び選考順位の決定等

(1) 審査方法

ア 審査は書類審査とし、委員会が行う。

イ 審査にあたっては、企画提案書等の提出書類に基づき行う。

(2) 審査方式

価格点と技術点の総合評価により優先交渉権者を決定する。また、全体に占める割合は技術点7割、価格点3割の配分とする。

なお、書類審査のみのため必要に応じ、提案内容にヒアリングを行う事がある。

13 審査における評価項目

評価項目	評価内容	評価基準	配点
1 技術点			70
	1-1 業務について		30
	業務実施体制	業務に見合った人員配置となっているか。	5
	経験・能力	本業務に適した資格、業務実績を評価。	7
	提案内容の妥当性	スケジュールは具体的で、提案内容との整合性がはかられているか。	10
		提案された手法や業務内容は実現可能性があるか。	8
	1-2 基本機能		15
	基本操作	マニュアルによらず、直感的に操作・利用できる設計の配慮があるか	8
	応答速度	画面の表示スピードやボタンの反応速度等の配慮があるか	7
	1-3 その他		25
	機密情報保護	機密性の高い情報の管理に妥当な機能を備えているか	10

	メンテナンス性	修正のしやすい仕組みが施されていること	8
	オプション提案等 (提案価格内)	武蔵野市にとって有益な追加提案がある場合は提案すること。	7
2 価格			30
	見積もりの妥当性 コスト意識	配点× (最低提案価格÷提案価格)	30
評価点合計			100

14 審査について

- (1) 優先交渉権者及び次点者は、上記 13 の審査項目に基づき決定する。
- (2) 上記 13 における取得点数が同点となった場合の最終的な審査順位は、委員会が行う。
- (3) 本プロポーザルにおける最低合格基準は 70 点とする。
- (4) 辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者が 1 者のみになった場合、審査の結果点数が(3)の基準に達していれば、市の求める基準に達しているとみなし、契約の交渉権を得ることとする。
- (5) 全者辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者がなかった場合、または審査の結果、全提案者の点数が最低合格基準に満たなかった場合、プロポーザルは中止とし、書面にて別途中止の通知を送付する。

15 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は選定・非選定に関わらず、審査順位決定後速やかに、文書で通知する。
- (2) 審査結果の公表
審査結果及び契約の相手方については、契約確定後に市ホームページ上で公表する。
- (3) 審査結果に対する質問及び説明
 - ・方法：電子メールを事務局にて受ける。
 - ・期間：令和 8 年 12 月 7 日（月）から令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

16 契約締結について

- (1) 原則、優先交渉権者と企画提案内容及び仕様書について協議が調った後、契約手続きを行うものとする。
- (2) 優先交渉権者との協議が不調になった場合には、次点の者に対して、令和 8 年 11 月 10 日（火）までに、協議を開始する旨を通知するものとする。
- (3) 本提案が採用されたことを以て、提案した全ての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。契約内容については、市と協議を行い決定する。

17 提出書類の取扱い

- (1) 著作権は提案者に帰属する。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加者の名称は、公開することがある。
- (4) 提出された書類について、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月武蔵野市条例第 5 号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
このとき武蔵野市は企画提案書等が無償で利用できるものとする。
- (5) 事業の審査作業に必要な範囲において、市は企画提案書の複製をすることがある。

18 失格要件

以下の場合には、委員会において審査のうえ、失格となることがある。

- (1) 本実施要領に沿った方法で企画提案がなされなかった場合
- (2) 企画提案書及び見積書に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他委員会において、不適當と認められた場合

19 その他

- (1) 本プロポーザル不参加者に対し、不利な取り扱いをすることはない。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

20 事務局（問合せ先、提出先）

武蔵野市役所 環境部下水道課 西棟 2 階

住所 〒180-8777 武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

電話番号 0422-60-1868（直通）

メールアドレス sec-gesuidou@city.musashino.lg.jp

担当 加藤、伊藤、中山